

身寄りのない高齢者の支援に関する アンケート調査について

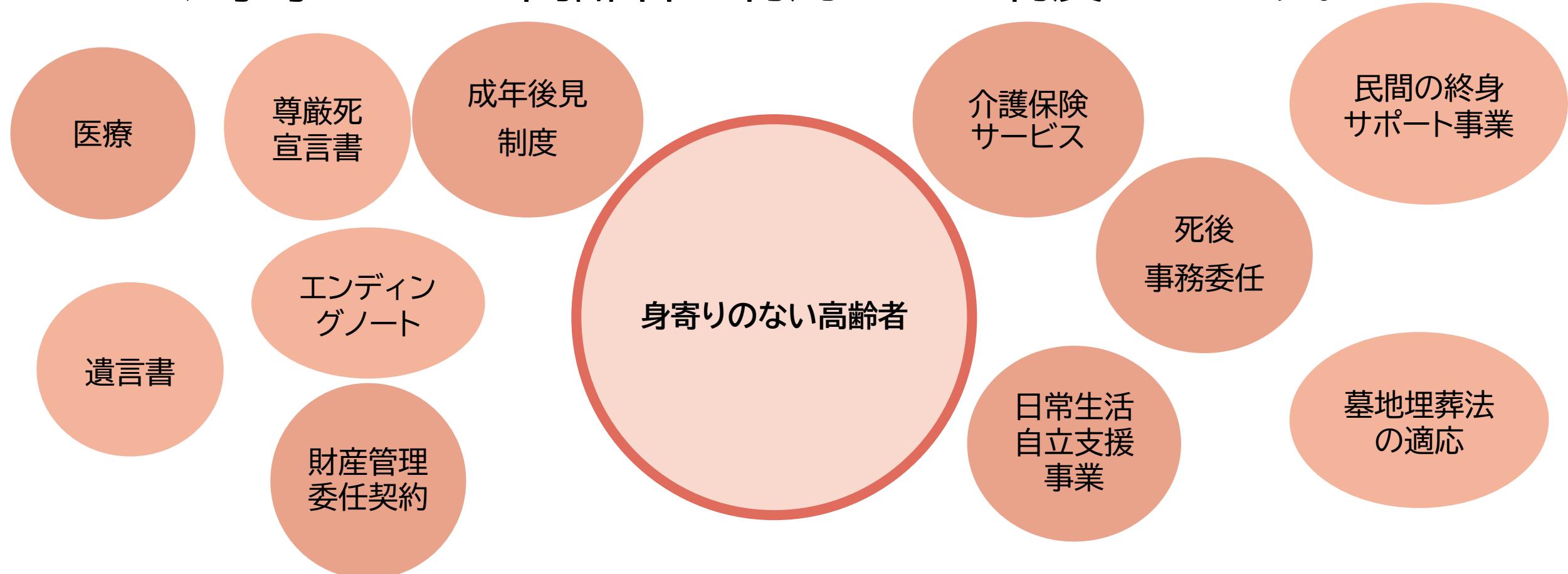
令和7年10月29日・31日
岩沼市健康福祉部介護福祉課

1. 目的

身寄りのない高齢者に対する支援の現状と課題を把握し、身寄りがなくても高齢者が安心して岩沼市で生活を続けるために不足しているものを確認すること。

1. 目的

これは、身寄りのない高齢者が利用できる制度などです。



これはあくまで1部です。制度自体はたくさんありますが、うまく利用につながらないケースがあるので支援者は対応に困難さを抱えていると思います。困難さを抱える原因をアンケート調査で確認します。

2. 身寄りのない高齢者の定義(アンケート上)

「頼ることができる親族がない65歳以上の方」とします。

※ 天涯孤独・親族がいるが本人に対して関わりを拒否している・親族がいるが本人が関わりを拒否している・親族の存在を確認することが困難な方を含みます。

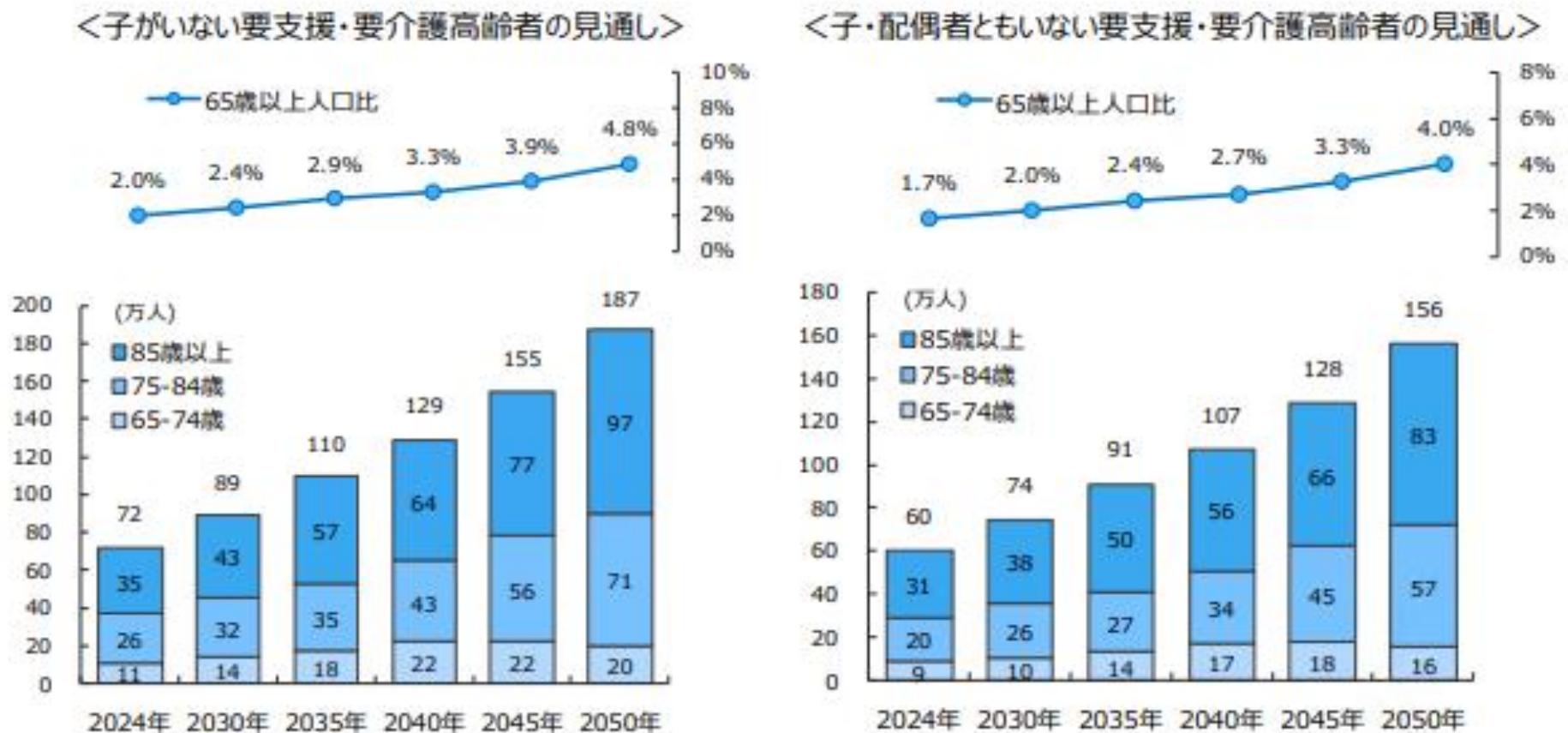
3. 「身寄り」が果たしている役割

- 1 緊急の連絡先
- 2 入院費・施設利用料の支払い代行
- 3 本人が生存中の退院・退所の際の居室等の明け渡しや、退院・退所支援
- 4 入院計画書やケアプランの同意
- 5 入院中に必要な物品を準備する等の事実行為
- 6 医療行為(手術や検査・予防接種等)の同意
- 7 遺体・遺品の引き取り・葬儀等

(参考)厚生労働省「成年後見はやわかり」HP

4. 身寄りのない高齢者の割合①

(図表7) 子・配偶者のいない要支援・要介護高齢者の見通し

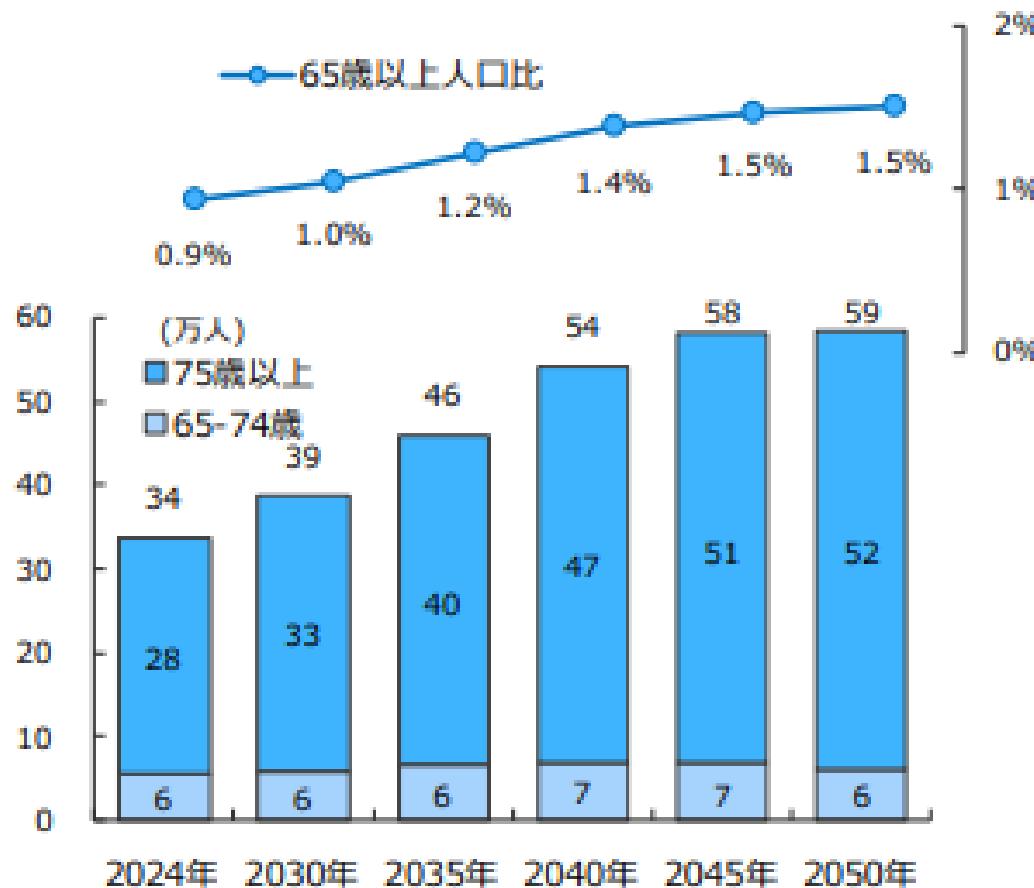


(資料)国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024年推計)・『出生動向基本調査』、
総務省統計局『国勢調査』、厚生労働省『人口動態調査』をもとに日本総合研究所推計

2050年には
要支援要介護者
の5人に1人が
子・配偶者がい
ない高齢者にな
ると予想されて
います。

4. 身寄りのない高齢者の割合②

(図表 8) 三親等内の親族がない要支援・要介護高齢者数の見通し



2050年には要支援要
介護者の9人に1人が
三親等以内の親族が
いない高齢者になると
予想されています。

(資料)日本総合研究所『公的介護保険サービスにおける身元保証等に関する調査研究事業』(2020年)
国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』(2024年推計)・をもとに日本総合研究所推計

5. 関係する法令①

◎医療機関の関係法令

【医師法(昭和 23 年法律第 201 号)】

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

【身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて(平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知)】

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

5. 関係する法令②

◎介護施設の関係法令

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)】

(提供拒否の禁止)

第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

※介護老人保健施設、介護医療院、居宅サービスを含め、各種介護保険サービスに同様の規定あり。

【厚生労働省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成28年3月7日)】

(略) 介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

6. アンケートの記入について

- 提出期限 令和7年12月12日(金)
- 対象 市内全介護保険事業所
(各事業所の提供サービスごとにアンケート調査を実施)
- 提出方法 窓口に持参・メール・FAX
- 回答者 各事業所の代表者(担当者)。
※事業所全体で意見等を取りまとめた上で回答してください。

不明点等がございましたら担当者までお問合せください。
ご協力よろしくお願いします。